

## 亀山市告示第80号

亀山市地域生活支援拠点等事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

### 亀山市地域生活支援拠点等事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項及び第4項に基づく地域生活支援拠点等事業（以下「事業」という。）を実施することにより、法第4条第1項に規定する障がい者又は同条第2項に規定する障がい児（以下この条及び第6条において「障がい者等」という。）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で生活を支えるサービス提供体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）を構築することを目的とする。

#### (地域生活支援拠点等の機能)

第2条 地域生活支援拠点等は、次の各号のいずれかの機能を担うものとする。

- (1) 相談 緊急時における支援が見込めない世帯に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整、相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ及び対応 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会及び場 障害者支援施設、精神科病院等からの地域移行又は親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用及び一人暮らしの体験の機会及び場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成等 医療的ケアが必要な者、強度行動障害を有する者又は高齢化に伴い重度化した障がい者に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

(運営方法)

第3条 地域生活支援拠点等の運営に当たっては、法第89条の3の規定により市が設置する亀山市地域自立支援協議会（以下この条及び第8条において「協議会」という。）において、地域の現状分析、必要な機能の整理及び事業の実施状況の検討を行い、協議会の検討結果を踏まえた運営を行うものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第4条 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所（以下「事業所」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定又は同法第38条第1項に規定する指定障害者支援施設の指定を受けていること。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定又は同法第24条の9第1項に規定する指定障害児入所施設の指定を受けていること。

(3) 法第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者の指定又は児童福祉法第24条の28第1項に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を受けていること。

(申請等)

第5条 事業を行おうとする事業所の設置者（次項において「申請者」という。）は、法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号）第6条に規定する運営規程に前条に規定する事業所である旨を定めた上で、亀山市地域生活支援拠点等事業所（認定・変更・廃止）申請書（様式第1号）に当該運営規定の写し及び前条各号のいずれかに該当することを証する書類の写しを添付して亀山市福祉事務所長（以下「福祉事務所長」という。）に提出するものとする。

2 福祉事務所長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、亀山市地域生活支援拠点等事業所認定通知書（様式第2号）により申請者にその旨を通知する。

3 前項の規定による認定を受けた事業所（以下「認定事業所」という。）の設置者は、前項の規定による認定を受けた内容に変更が生じたとき、又はこの事業を廃止するときは、速やかに亀山市地域生活支援拠点等事業所（認定・変更・廃止）申請書（様式第1号）により福祉事務所長に届け出なければならない。

4 福祉事務所長は、認定事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なく事業の全部又は一部を行わなかったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第2項の規定による認定を受けたとき。

5 認定事業所は、地域生活支援拠点等に係る報酬の算定に当たっては、その趣旨及び担う役割を十分に理解し、適切な運用を図るよう留意するものとする。

(個人情報の保護)

第6条 認定事業所の職員又は職員であったものは、業務上知り得た障がい者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱わなければならない。

(報告等)

第7条 福祉事務所長は、必要があると認めるときは、認定事業所に対し、事業の実施状況に関する報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、協議会における協議を踏まえ、福祉事務所長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

亀山市地域生活支援拠点等事業所（認定・変更・廃止）申請書

年 月 日

亀山市福祉事務所長 様

所在地  
申請者 事業者名  
代表者名

亀山市地域生活支援拠点等事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請区分	認定 ・ 変更 ・ 廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	(〒 - ) 電話番号
事業所番号	
事業所の種類	
担う機能 ※担う機能に☑を入れてください。	<input type="checkbox"/> (1) 相談 <input type="checkbox"/> (2) 緊急時の受入れ及び対応 <input type="checkbox"/> (3) 体験の機会及び場 <input type="checkbox"/> (4) 専門的人材の確保・養成等
開始・変更・ 廃止（予定） 年月日	年 月 日

（添付書類）

- 1 地域生活支援拠点等事業所である旨を定めた運営規定の写し
- 2 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者のうち、いずれかに該当することを証する書類の写し

様式第2号（第5条関係）

亀山市地域生活支援拠点等事業所認定通知書

第 号  
年 月 日

所在地  
事業者名  
代表者名 様

亀山市福祉事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました亀山市地域生活支援拠点事業実施要綱第5条第2項に規定する事業所の（認定・変更・廃止）について、次のとおり認定しましたので通知します。

決定内容	認定 ・ 変更 ・ 廃止
事業所の名称	
事業所の所在地	(〒 - ) 電話番号
事業所番号	
事業所の種類	
担う機能	<input type="checkbox"/> (1) 相談 <input type="checkbox"/> (2) 緊急時の受入れ及び対応 <input type="checkbox"/> (3) 体験の機会及び場 <input type="checkbox"/> (4) 専門的人材の確保・養成等
開始・変更・ 廃止年月日	年 月 日